- 1.件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(島根2号機(385))
- 2.日 時:令和3年2月24日 15時20分~17時10分
- 3.場 所:原子力規制庁 9階D会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁: 新基準適合性審査チーム

宇田川安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

## 事業者:

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他16名

## 5.要旨

- (1)中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止」及び「2 7条 放射性廃棄物の処理施設」について、令和3年2月22日の提出 資料に基づき説明があった。
- (2)原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 【 6 条 外部からの衝撃による損傷の防止 ( 竜巻 )】

「系統概要及び可搬型モニタリング設備測定箇所例」に示される「排 ガス系機器エリアモニタ監視範囲」について、監視範囲の設定の考え 方を整理して説明すること。

「原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネルの設計方針」に示される 「安全上支障のない期間に補修を行うことで、安全機能を損なわない 設計とする」について、詳細を整理して説明すること。

排気筒モニタの安全機能について、代替の可搬型モニタリング設備により確保されることを整理して説明すること。

## 【27条 放射性廃棄物の処理施設】

1号機の床ドレン・再生廃液系と2号機の床ドレン・化学廃液系について、処理対象の廃棄物が同じであることを整理して説明すること。 廃棄物処理系に関して、1号機の廃止措置に伴う共用の取止めだけでなく、1号機設備から2号機設備への変更による影響についても整理して説明すること。

(3)中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6 . その他

関係資料:なし